○国土交通省告示第百四十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東関東自動車道水戸線	茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田字坊子山一一五六番一八から同県東茨城郡茨城町大字小鶴字遠原二三三〇番二まで	平成二十二年三月六日十五時

○国土交通省告示第百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東大沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県弘前市大字大沢

字戸谷

一番二七　一号
一番二六　二号
一番二八　三号
一番一八二　四号及び五号
一番三一　六号
一番三四　八号
一番一五七　九号
一番一六〇　十号
一番四〇　十二号
一番四三地先道路敷　十三号
一番四四　十四号
一番四八　十五号
一番五二　十六号
一番一七五　十七号から二十号まで
一番二〇四　二十七号及び二十八号
一番一〇二　七号及び七十四号

一番一〇五　十一号、七十号及び七十一号
一番三四七　四十六号から五十二号まで
一番一一三　五十三号から五十七号まで
一番一一〇　五十八号から六十二号まで
一番一〇九地先河川敷　六十三号
一番一〇九　六十四号から六十七号まで
一番一〇八　六十八号
一番四四〇　六十九号
一番一〇三　七十二号及び七十三号
一番一〇〇　七十五号
一番九八地先道路敷　七十六号
一番九四　七十七号
一番三八三　七十八号
一番一四七　二十九号から三十二号まで

字杉久保

一番一六五　三十三号、三十四号及び三十六号
一番一六四　三十五号及び三十八号から四十二号まで
一番一六三　三十七号
一番一八二　四十三号
一番一八三　四十四号
一番一八四　四十五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

カバケ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和四十七年建設省告示第千三百五十三号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県黒石市大字大川原字蛭貝沢国有林

一〇〇六林班　る小班　一号
る小班　二号から六号まで
り小班　七号
一〇〇八林班　と小班　八号
ハ小班　九号
ぬ小班　十号及び十一号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中北大釈迦沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市浪岡大字大釈迦

字山田　五二番一　一号及び二十三号から二十五号まで
四四番　二号
一六五番一六　三号から十号まで
一六五番一一　十一号から十四号まで
一六五番一三　十五号から十八号まで
四六番　十九号及び二十号
四二番　二十一号
五一番一　二十二号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小川平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市大字滝沢

字住吉　二四八番八　一号及び十八号
二二三番七一　二号から五号まで
二二三番七二　六号
二四八番二三　七号から十一号まで
二四八番一一　十二号
二四八番一二　十三号及び十四号
二四八番七　十五号から十七号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

笹内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県西津軽郡深浦町大字岩崎字東岩崎山国有林

三一一一林班　い小班　一号から八号まで
三一一〇林班　に小班　九号から十九号まで

○国土交通省告示第百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

卯花沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原字入道塚

一〇三四番三九　一号
一〇三四番四〇　二号
一〇三四番一　三号から五号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

かなまじり沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地（平成十九年国土交通省告示第百七号で指定した第四号に掲げる土地を除く。）

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字上野

七四九番四八　
七四九番二〇五
七四九番二三〇
七四九番二三五
七四九番二三六

○国土交通省告示第百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

国土交通大臣　前原　誠司